第六号様式記載上の注意(8)に次のように加える。

c　法第27条において準用する法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国者報告書及び外国者半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1　有価証券報告書及びその添付書類」、「2　半期報告書」、「4　外国者報告書及びその補足書類」及び「5　外国者半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第十号様式第３中「２年」を「１年」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　定義府令第十六条第一項第十四号の二の規定により金銭を分別して管理するものであって、同号ロに定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託の受益権

第十七条第一項第三号中「相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する」を「際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する」に改める。

第十八条の二第三項に次のただし書を加える。

ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号の二様式により作成した発行登録書を提出する場合であって、第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第十八条の九第二項に次のただし書を加える。

ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合及び同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合であって、前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第二十九条第二項第十二号中「の平均額」を「）の平均額」に改める。

第十五号様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

第十五号様式記載上の注意(8)に次のように加える。

c　法第27条において準用する法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書及び半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1　有価証券報告書及びその添付書類」及び「2　半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第十五号の二様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第　期（自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期（自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

計算期間　第　期中（自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期中（自平成　　年　　月　　日　至平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

第十五号の三様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日に関東財務局長に提出

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日に関東財務局長に提出

事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号様式第二部第１の４及び５を次のように改める。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日までに関東財務局長に提出予定